

# 所管事務調査報告書

(高齢社会における介護・医療費の抑制策について)

令和5年3月22日

磐田市議会民生教育委員会

## 1 はじめに

我が国は、急激な少子高齢社会を迎え、少子化を伴う高齢者人口の増加による、医療費や介護費等の扶助費の増加が懸念されている。

本市においても地域包括支援システムの推進を進め、健康増進施策も行われてきているが、必ずしも安心できる状況ではない。

また、高齢化の進行により地域医療を取り巻く環境は、非常に厳しい。民生教育委員会では、それらの点に着目し「高齢社会における介護・医療費の抑制策について」を所管事務調査項目とした。

以下、それらの調査結果について報告する。

## 2 委員会の協議

### (1) 委員会の開催

第1回 令和4年1月20日（木）

- ・場 所 本庁舎6階 第1・2委員会室
- ・協議事項 高齢社会における介護・医療費の抑制策について
- ・協議概要 高齢社会における介護・医療費の抑制策について、委員会としての検討の方向性を協議

第2回 令和4年2月18日（金）

- ・場 所 本庁舎6階 第1・2委員会室
- ・協議事項 所管事務調査及び閉会中の継続調査について
- ・協議概要 「高齢社会における介護・医療費の抑制策について」の今後の方向性を協議

第3回 令和4年3月24日（木）

- ・場 所 本庁舎6階 第1・2委員会室
- ・協議事項 高齢社会における介護・医療費の抑制策について  
（（仮称）磐田市健康づくり条例）
- ・協議概要 （仮称）磐田市健康づくり条例の策定に向け協議を進めていくことを決定

第4回 令和4年4月8日（金）

- ・場 所 本庁舎6階 第1・2委員会室
- ・協議事項 高齢社会における介護・医療費の抑制策について  
（（仮称）磐田市健康づくり条例）
- ・協議概要 調査する先進事例を検討

第5回 令和4年5月11日（水）

- ・場 所 本庁舎6階 第3・4委員会室
- ・協議事項 高齢社会における介護・医療費の抑制策について  
（（仮称）磐田市健康づくり条例）
- ・協議概要 先進地調査の実施、健康増進課との意見交換、条例制定に向けた今後の進め方について協議

第6回 令和4年5月24日（火）

- ・場 所 本庁舎6階 第1・2委員会室
- ・協議事項 高齢社会における介護・医療費の抑制策について  
（（仮称）磐田市健康づくり条例）  
健康福祉部（健康増進課）との意見交換
- ・協議概要 健康福祉部（健康増進課）による本市の「健康づくり・地域医療」に関する現状についての説明及び意見交換を実施

第7回 令和4年6月1日（水）

- ・場 所 本庁舎6階 第1・2委員会室
- ・協議事項 高齢社会における介護・医療費の抑制策について  
（（仮称）磐田市健康づくり条例）  
行政視察（掛川市）
- ・協議概要 議員発議による「掛川市健康医療基本条例」制定に関する行政視察を実施（オンライン会議方式）

第8回 令和4年6月23日(木)

- ・場 所 本庁舎6階 第1・2委員会室
- ・協議事項 高齢社会における介護・医療費の抑制策について  
((仮称) 磐田市健康づくり条例)
- ・協議概要 兵庫県加西市行政視察、浜松医科大学地域医療支援学講座 竹内浩視特任教授による講演会実施を決定

第9回 令和4年6月23日(木)

- ・場 所 本庁舎6階 第1・2委員会室
- ・協議事項 高齢社会における介護・医療費の抑制策について  
((仮称) 磐田市健康づくり・地域医療条例)  
条例の方向性について  
行政視察について
- ・協議概要 参考(モデル)とする他自治体の条例の選定、行政視察先の決定(春日井市)※新型コロナウイルス感染拡大により中止

第10回 令和4年7月20日(水)

- ・場 所 本庁舎6階 第1・2委員会室
- ・協議事項 高齢社会における介護・医療費の抑制策について  
((仮称) 磐田市健康づくり・地域医療条例)
- ・協議概要 高齢者支援課(地域包括ケア推進G)及び地域医療いわたとの意見交換を実施

第11回 令和4年7月26日(火)

- ・場 所 本庁舎6階 第1・2委員会室
- ・協議事項 高齢社会における介護・医療費の抑制策について  
((仮称) 磐田市健康づくり・地域医療条例)  
行政視察(兵庫県加西市)
- ・協議概要 「加西市歩くまちづくり条例」制定に関する行政視察を実施(オンライン会議方式)

第12回 令和4年7月28日（木）

- ・場 所 本庁舎4階 大会議室
- ・協議事項 高齢社会における介護・医療費の抑制策について  
（（仮称）磐田市健康づくり・地域医療条例）
- ・協議概要 講演：「磐田市を含む中東遠地域の地域医療の現状、課題と取組」  
講師：浜松医科大学地域医療支援学講座 竹内 浩視  
特任教授

第13回 令和4年8月3日（水）

- ・場 所 本庁舎6階 第1・2委員会室
- ・協議事項 高齢社会における介護・医療費の抑制策について  
（（仮称）磐田市健康づくり・地域医療条例）  
条例の具体的検討  
今後の進め方について
- ・協議概要 条例の条項の具体的な検討に着手、議員協議会で条例案の作成について説明することを決定

第14回 令和4年8月9日（火）

- ・場 所 本庁舎6階 第1・2委員会室
- ・協議事項 高齢社会における介護・医療費の抑制策について  
（（仮称）磐田市健康づくり及び地域医療を守る条例）
- ・協議概要 前文、条例に盛り込むべき内容、採用する条項について  
協議

第15回 令和4年8月18日（木）

- ・場 所 本庁舎6階 第1・2委員会室
- ・協議事項 高齢社会における介護・医療費の抑制策について  
（（仮称）磐田市健康づくり及び地域医療を守る条例）
- ・協議概要 条項、特筆して盛り込む内容、条文の内容を協議

第16回 令和4年8月22日（月）

- ・場 所 本庁舎6階 第3・4委員会室
- ・協議事項 高齢社会における介護・医療費の抑制策について  
（（仮称）磐田市健康づくり及び地域医療を守る条例）
- ・協議概要 条項、条文の内容を詳細に協議

第17回 令和4年8月25日（木）

- ・場 所 本庁舎6階 第3・4委員会室
- ・協議事項 「（仮称）磐田市健康づくり及び地域医療を守る条例」  
について
- ・協議概要 条文の内容、検証・見直しの方法等について協議

第18回 令和4年10月5日（水）

- ・場 所 本庁舎6階 第3・4委員会室
- ・協議事項 「（仮称）磐田市健康づくり及び地域医療を守る条例」  
について  
今後の進め方について  
行政視察報告（10月12日全員協議会）の内容について
- ・協議概要 特別委員会の設置、行政視察報告の内容等について協議

第19回 令和4年10月12日（水）

- ・場 所 本庁舎6階 第1・2委員会室
- ・協議事項 「（仮称）磐田市健康づくり及び地域医療を守る条例」  
について
- ・協議概要 議員協議会において出された意見に対する対応を協議

第20回 令和4年10月19日（水）

- ・場 所 本庁舎6階 第1・2委員会室
- ・協議事項 「(仮称) 磐田市健康づくり及び地域医療を守る条例」  
について
- ・協議概要 条文全体、条例名の検討、協議

第21回 令和4年10月26日（水）

- ・場 所 本庁舎6階 第1・2委員会室
- ・協議事項 「(仮称) 磐田市健康づくり及び地域医療を守る条例」  
について  
議会報告会について
- ・協議概要 条文全体、条例名の検討、議会報告会の内容を協議

第22回 令和4年10月28日（金）

- ・場 所 本庁舎6階 第1・2委員会室
- ・協議事項 「磐田市健幸づくり及び地域医療を守り育む条例」  
について
- ・協議概要 「磐田市健幸づくり及び地域医療を守り育む条例」（素案）を決定

なお、上記委員会のほか、正副委員長を中心に、市当局、各種団体等と適宜、意見交換等を行い、実態と課題の把握に努めた。

(2) 市当局との勉強会・意見交換

健康増進課

高齢者支援課（地域包括ケア推進グループ）

(3) 先進地とのオンライン視察

掛川市 議員発議による「健康医療基本条例」

兵庫県加西市 「加西市歩くまちづくり条例」について

別紙 行政視察報告書

(4) 関係機関との勉強会・意見交換

地域医療いわた（市民活動グループ）

(5) 研修会の実施

「磐田市を含む中東遠地域の地域医療の現状、課題と取組」

講師：浜松医科大学地域医療支援学講座 竹内 浩視 特任教授

人口推移と人口構造の変化に対応した医療を提供していくことが、この地域の課題であることや、高齢化により治すことより癒すこと、看取ることなども大切であること、行政や住民も主体的に行動し、一人ひとりがより良い人生を送り、最期が迎えられるように連携が大切なことなど、新たな気づきが得られた。

(6) 「地域医療を考える」をテーマとした座談会の実施

（議会だより特集ページに掲載）

【参加者】

- ・磐田市医師会 会長 福永 研氏
- ・磐田市自治会連合会 会長 村上勇夫氏
- ・地域医療いわた 代表 三輪邦子氏
- ・豊田地域包括支援センター センター長 鈴木多美子氏



市民の健康や暮らしの安心のため、地域医療を守るために、それぞれの立場で、日々奮闘されている方々と、医療への思いや、どんな磐田市になって欲しいか、などについて意見交換を実施

別紙 議会だより特集ページ（「地域医療を考える」座談会）

### 3 「磐田市健幸づくり及び地域医療を守り育む条例」（素案）の作成 条例検討特別委員会への提出

別紙 「磐田市健幸づくり及び地域医療を守り育む条例」（素案）

## 4 まとめ

人口減少社会における急激な高齢化は、大きな社会課題であり、磐田市においても例外ではない。

「高齢社会における介護・医療費の抑制策について」の調査・検討を行う中で、磐田市が進める地域包括ケアシステムをさらに推進していくため、また地域医療を維持していくためには、市民総がかりで、意識を持って健康づくりや地域医療を守るための取り組みが重要である。

そこで、健康づくりや地域医療についての条例検討を進めていった。市当局との勉強会、WEB視察含む先進地の調査、研修会、関係機関との意見交換、議員間の協議等、委員会開催は22回に及んだ。

「磐田市健幸づくり及び地域医療を守り育む条例」(素案)を作成できた事は、ひとえに各委員の頑張りによるものである。

担当部局や関係機関の皆さんにも感謝し、今後、この素案を基に特別委員会での検討を経て、議員発議での条例制定がなされることを強く望む。そして、この条例が、市民、事業者や市当局が一体となって健康づくりや地域医療の維持に努め、磐田市の「高齢社会における介護・医療費の抑制」に繋がることを期待し、令和4年度の民生教育委員会の所管事務調査報告とする。

令和5年3月22日

磐田市議会民生教育委員会	委員長	秋山	勝則
	副委員長	小栗	宏之
	委員	高梨	俊弘
		鈴木	喜文
		加藤	文重
		小柳	貴臣
		鈴木	弥栄子
		加藤	公人

#### 参考資料

- 行政視察報告書
- 議会だより特集ページ（「地域医療を考える」座談会）
- 「磐田市健幸づくり及び地域医療を守り育む条例」（素案）



## 民生教育委員会行政視察報告書

### 1 視察期間

- (1) 令和4年6月1日 1日間（オンライン会議方式）
- (2) 令和4年7月26日 1日間（オンライン会議方式）

### 2 視察都市

- (1) 掛川市
- (2) 兵庫県加西市

### 3 参加者

秋山勝則委員長、小栗宏之副委員長、加藤公人委員、鈴木弥栄子委員、小柳貴臣委員、  
加藤文重委員、鈴木喜文委員、高梨俊弘委員、寺田幹根議長

同席 朝倉直健康増進課長、土屋智子健康支援グループ長、青島やよい地域保健グループ長

事務局 三上秀主査

### 4 視察事項

- (1) 高齢社会における介護・医療費の抑制策について（掛川市・加西市）

### 5 考察

次のとおり

# I 掛川市 人口：115,943人・面積：265.69㎢（令和4年4月1日現在）

## 1 高齢社会における介護・医療費の抑制策について

### (1) 概要

掛川市は、袋井市と共同し、平成25年5月に全国初の自治体病院の統合を果たし、中東遠総合医療センターを開設、現在に至るまで、在宅医療、在宅介護等の地域拠点となる地域健康医療支援センター「ふくしあ」や健康医療の中核ゾーン「希望の丘」を整備し、医師会等その他関係機関と連携した地域包括支援体制を推進している。

また、掛川市議会では、今後、更に進展する高齢化社会において、楽しく充実した人生を送るためには、市民一人一人が健康づくりに取り組み、尊厳ある人生の最期についても、個人の意思が尊重される環境を整えることが大切である、という認識の下、安心して保健医療サービスを受けることができる地域完結型の医療体制を確立するとともに、健康な生活と長寿を享受する健康長寿社会を形成することを目指し、平成27年に「地域医療基本条例制定特別委員会」を設置、平成28年には、議員発議により、「掛川市健康医療基本条例」を制定、施行した。

### (2) 考察

掛川市議会は、特別委員会を設置し、掛川市健康医療基本条例の内容を検討する過程で、当局と、かなりの回数の密度の濃い勉強会、意見交換等を実施しており、本委員会においても、当局との意見交換、委員会での議論を充実させていく必要性を感じた。

市民の声を条例に組み込んでいく方法のひとつとして、NPO等の市民活動団体との意見交換等を積極的に行っており、本委員会においても、必要な取組であることを再認識した。

同じ中東遠地域であり、掛川市も本市と同様に、糖尿病予備軍が多く、また、医師不足を課題としていることなどについて、認識を共有できた。

条例の制定に終わることなく、市議会主催のシンポジウムを開催するなど、議会が切れ目なく、市民へ取組を働きかけていることがすばらしいと感じた。

人生の生き方、最終段階をどのように迎えたいかを共有しながら、それを実現していくためのACP（アドバンス・ケア・プランニング）をととても大切に考え、市民に広めていく取組が、本市においても欠かせないと感じた。

## II 加西市 人口：42,494人・面積：150.98km<sup>2</sup>（令和4年4月1日現在）

### 1 高齢社会における介護・医療費の抑制策について

#### (1) 概要

加西市は、平成25年10月に、市長が、スマートウェルネスシティ首長研究会に参加し、これ以降、ウェルネス（健幸）をまちづくり政策の中核に据え、健康に関心のある層だけが参加する政策から脱却し、市民誰もが住めば自然と歩いてしまうまちづくり、生活習慣病予防や寝たきり防止を可能とするまち（健幸都市）づくりを目指していくことを表明、平成27年4月、この理念を具現化するため、「加西市歩くまちづくり条例」を施行し、行政、市民が一体となって「健幸都市」の実現に向けて取り組んでいる。

#### (2) 考察

加西市は、歩くまちづくり条例における取組のなかで、市による運動ポイント事業の導入に加え、民間企業の協賛を得て、イオン健康ポイント事業が並行して展開されるなど、健康を推進しながらも市内経済を活性化する仕掛けが見られ、また、歩きやすい環境の整備として、歩行者や自転車利用者に配慮した道路整備、防犯灯の増設、公共交通網の充実など、条例を起点に、二重三重の相乗効果が現れており、本市においても、大いに参考とすべき工夫だと感じた。

一方で、歩くということに焦点をあてた条例だが、条例がなくても、健康づくり運動ポイント事業として、事業としての取組が可能な内容とも感じた。条例としては、もっと包括的な内容を規定して、実行段階において、事業に落とし込んでいく方法が考えられると感じた。

また、ウォーキングコースや、「ポケモンGO」の活用など、市民の提言や意見を反映している取組が見られ、本市においても、市民や市民活動団体の意見を反映していく仕組みづくりが必要と感じた。

加西市は、運動ポイント事業等の実施により、市民の歩く姿が多くみられるようになり、まちの景色が変わったとのことである。本市においても、条例の制定をきっかけとして、景色が変わるような変化を起こしていきたいと感じた。





# 地域医療を考える

## 特集

況もあるなど、行政の施策全てに協力、対応できなくなっていることも、課題と感じています。

**村上** 私たち自治会は、医療を受ける側の立場ですが、昨今は、患者の入院期間が短い傾向があり、退院後、どうすればよいのかという不安がありますので、特に高齢者に対する医療のしきみを考える必要があると感じます。

**鈴木** 医師の皆さんが疲弊しているのと同様に、訪問看護師も非常に重圧を抱えながら頑張っています。そこへの支援も必要と感じます。また、



介護ヘルパーの高齢化や人材不足についても厳しい状況があります。

**三輪** 市民の皆さんが、訪問診療・看護・介護などの医療のしきみについて、もっと関心を持って欲しいという思いがあります。行政に頼っていればよいというのではなく、関心の不安が少しでも安心に変わることにつながると思います。

——これからの地域医療を守るためにどんなことが必要か、どんな社会になつて欲しいか、何ができるかなどについて、率直なご意見を聞かせてください。

**福永** 生涯未婚率が、大幅に上昇していくなか、在宅医療だけの対応では、いずれ医療は立ち行かなくなります。在宅を希望する方には充実した在宅医療を、家族に迷惑をかけたくないなどの理由で最期を施設で迎えたい方には、気軽に誰でも入れる施設を整える。こうした選択可能な体制の整備が、最期を安心して迎えられる社会の実現には欠かせないと思いますので、この辺を行政が、バランスのとれた施策として実行していただければと感じています。

市議会民生教育委員会では、市民が健康で、生涯にわたって安心して暮らすことができる磐田市を目指し、本年度、「磐田市健康づくり及び地域医療を守り育む条例（案）」を作成しました。現在は、新たに設置した特別委員会において、この案を基本に、議員発議による条例の制定を目指す内容の詳細を検討しているところです。

そこで、今回は、市民の健康や暮らしの安心のため、地域医療を守るために、それぞれの立場で、日々奮闘されている皆さんに、医療への思いや、どんな磐田市になつて欲しいか、などについてお話を伺いました。

（取材日：令和4年11月8日）（聞き手：市議会民生教育委員会 秋山勝則委員長、小栗宏之副委員長）



磐田市医師会  
会長 福永 研さん



磐田市自治会連合会  
会長 村上勇夫さん



地域医療いわた  
代表 三輪翔子さん



磐田地域包括支援センター  
センター長 鈴木多美子さん

——コロナ禍で医療現場の負担が増すなか、地域でお互いが助け合いながら医療体制を守っていく必要があります。それぞれの立場で、心がけていることはありますか。

**福永** コロナ禍も、もう3年になるうとしていますが、医師会では、発熱外来やワクチン接種について会員の大変な協力が得られました。急患センターも、日曜祝日に検査対応を行いました。これを行っている機会は、県内でも非常に少ないので、市立総合病院の協力的体制と合わせ、他の地域と比べても、かなりしっかりと対応ができたと思っています。

**村上** 自治会連合会としては、コロナ禍で人とのつながり、コミュニケーションが、なかなか発揮できない状況がありました。我々自治会は、医療を提供することはできませんが、ワクチン接種の啓発等を行うことで、感染拡大を食い止めようという思いで、活動を行ってきました。

**三輪** 私たちは、市民活動の立場で自分たちの裁量で状況を見ながら活動を行っています。コロナ禍により活動では大きな制限を受けています。このような状況でも、市立総合

病院や地域医療の団体と連携して、ウェブを活用したシンポジウムを開催するなど、各団体と程よい関係を保ちながら地域医療を守るための取組を進めてきたと思っています。

**鈴木** 地域包括支援センターには高齢者の様々な相談があります。体調についての相談の際は、様子をみてよいか、緊急性があるかを常に意識し関わっています。医療やケアが必要となった時、その人の揺れ動く気持ちに寄り添いながら、意思決定の支援をしていくことが求められるため、私たち自身も覚悟を持ち仕事にあたらないといけないと感じています。

——現場における皆さんの普段の取組のなかで、地域医療の現状と課題をどのように感じていますか。

**福永** まず、中東地域が、他地域に比べ、医師数が非常に少ないという現状があります。また、磐田市の人口規模に対して、急性期病棟の数が少ない、市立総合病院に代わる基幹病棟がないということも大きな課題です。あと、我々医師会も、平均年齢が60歳以上と高齢化しており、急患センターの担当医を購えない状

——取材を通して、皆さんが、コロナ禍の過酷な医療現場や地域で、懸命に奮闘されている姿や、思い描く理想の医療に対する真剣な思いが伝わってきました。また、現場に身を置いているからこそ肌で感じる地域医療の切実な課題、今後必要なことなどについて、貴重なご提案もいただきました。今後も、医療関係者や地域、市民の皆さんの声に真摯に耳を傾け、寄り添いながら、市議会として、幸せに暮らすことができる磐田市を目指して、市当局とともに、取組を進めていきます。市民の皆さんもこれからの地域医療にぜひ関心を持っていただき、一緒に健康づくりに取り組んでいきましょう。

### 用語解説

#### ※ フレイル

人は年を取ると段々と体の力が弱くなり、外出する機会が減り、病気になるまでも手助けや介護が必要となつてきます。このように心と体の動きが弱くなつてきた状態をフレイル（虚弱）と呼びます。



## 磐田市健幸づくり及び地域医療を守り育む条例

### 【前文】

私たちの暮らす磐田市は、「たくさんの元気と笑顔があふれるまち 磐田」を将来像に掲げ、「健幸いわた21」や「高齢者保健福祉計画」・「介護保険事業計画」等の計画を通し、歳を重ねても、障がいがあっても、病気になっても「安心できる磐田」を目指しています。

また、平成21年4月に「スポーツ交流健康都市宣言」を宣言し、こどもから高齢者まで、スポーツを通じた交流や「いきいき百歳体操」などの健康体力づくりが進められています。

しかし、磐田市を含む静岡県中東遠地域は、県内の他地域と比較して医師・看護師等が少なく、生活習慣病の有病率も高い傾向にあります。また少子高齢化が急速に進むなか、認知症への対策や特定検診の受診率向上への取り組み、新たな感染症・疾病に対応する医療体制等の充実も市の重要な課題となっています。

人生100年時代の到来が予測されているなか、心身共に健康でいきいきと幸せに暮らすことは市民共通の願いです。

そこで、すべての市民が健康づくりに主体的に取り組めるように、地域全体が一体となって連携し、環境を整えることが重要です。

また、市民の健康を支える地域医療については、その現状及び課題を市民が正しく理解し、適切に受診することにより医療崩壊を防ぎ、将来にわたり安心して医療を受けることができる体制を確保することが必要となります。

ここに、磐田市民が健康で、生涯にわたり住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、市民、市、地域、医療機関、議会等、地域医療に関わる全ての関係者が「健康づくりの重要性」や「医療は限りある資源であること」を認識し、互いに連携しながら、それぞれの役割や責務を果たすことにより、市民の主体的な「健幸づくり」の推進及び「地域医療体制」を守り育むことを目指して、この条例を制定します。

## (目的)

第1条 この条例は、市民の健幸づくりの推進及び地域医療を守り育むことに関する基本理念を定め、市民、医療機関等の役割及び市、議会の責務を明らかにするとともに、その推進のための基本的事項を定めることにより、市民が健康で、生涯にわたり住み慣れた地域で安心して暮らすことができる健幸長寿社会の実現に寄与することを目的とします。

## (用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

### (1) 健幸

市民一人ひとりが、心身の健康を基盤として、生きがいや希望を持ち、自分らしく幸せに暮らし続けることをいいます。

### (2) 市民

磐田市内に居住する人、通勤する人、または通学する人及び磐田市内の医療機関等を利用する人をいいます。

### (3) 健康づくり

心身ともに健やかな状態を保ち、またその状態をより良くしようとする取り組みをいいます。

### (4) 地域医療

市民の生活圏内において、症状・病状等に応じた医療を適切に受けることができる体制をいいます。

### (5) 医療機関等

病院、医院、診療所、その他地域医療に携わる団体及び従事者をいいます。

## (基本理念)

第3条 市民の健幸づくりの推進及び地域医療を守り育むための基本理念（以下「基本理念」といいます。）は、次のとおりとします。

(1) 健幸づくりは、市民一人ひとりが、心身ともに健やかで、生涯にわたって希望や生きがいを持ち、自らの状態に合わせて取り組み続けるものであり、家庭、地域、職場など社会全体で支援していくことを目指します。

(2) 地域医療は、市民の健康を支え、安心して暮らすために欠くことができないものです。保健・医療・福祉及び介護の連携のもと、将来にわたり安定した医療を受けることができる体制を確保するために、市民、医療機関等、市及び議会が一体となり、地域全体で守り育てていくことを目指します。

## (市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に基づき、次に掲げる事項の実施に努めるものとします。

(1) 自らの健康は自らで守るという意識のもと、積極的に健康に関心を持ち、学び、日常的に健康管理を行うとともに、家族、学校、職場の仲間等、地域の人々の健康づくりにも協力しましょう。

(2) 定期的に健康診断及び検診を行い、病気の予防、早期発見及び早期治療に心掛けましょう。

(3) スポーツなどの適度な運動、バランスの取れた食事などで生活習慣を整え、生きがいづくりや社会参加など、健幸づくりに努めましょう。

(4) 自らが地域の医療体制を支える一員であることを認識し、健全な地域医療を育み確保するため、地域医療の現状や課題を理解し、次に掲げる事項に取り組みましょう。

① かかりつけ医及びかかりつけ薬局を持つように努めること。

② 緊急性が高い場合を除き、診療時間内に受診するように努めること。

③ 医療従事者等に対して信頼と感謝の気持ちを持つこと。

- ④ 自らが望む人生や、医療を含む人生の最終段階における過ごし方を、近親者などに伝えるとともに、書き記すように努めること。

#### (医療機関等の役割)

第5条 医療機関等は、基本理念に基づき、良質かつ適切な医療を行うため、次に掲げる事項の取り組みに努めるものとします。

- (1) 市民や患者に対して、医療等に関する分かりやすい説明を行い、市民との信頼関係の構築に努めましょう。
- (2) かかりつけ医を中心とした医療体制を推進し、在宅医療の充実に努めましょう。
- (3) それぞれの機能に応じた役割を適切に果たし、地域医療を確保・充実するように努めるとともに、市民が健康で、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、市及び医療、福祉、介護等の関係機関との相互連携に努めましょう。
- (4) 医療の担い手の確保及び人材を育成するため、関係機関との協力や情報共有に努めましょう。
- (5) 市が実施する市民の健康づくりの推進及び地域医療を守り育むための施策に協力するように努めましょう。

#### (市の責務)

第6条 市は、基本理念に基づき、次に掲げる事項を総合的かつ効果的に実施するものとします。

- (1) 市民が生涯にわたって健康づくりに取り組むことができるよう、市民の健幸づくりを推進するための施策を実施することとします。
- (2) 市民が安心して医療を受けることができる体制を確保するため、地域医療を守り育むための施策を実施することとします。
- (3) 健幸づくりの推進及び地域医療の充実のため、施策実施環境・推進体制の整備、人材育成、関係団体との連携、情報共有、助言、その他必要な支援を行うこととします。
- (4) 磐田市立総合病院は、地域医療における基幹的な医療機関として、急性期医療及び高度で専門的な医療を担うと共に、地域における医療水準の維持及び向上を図るものとします。

#### (議会の責務)

第7条 議会は、基本理念に基づき、次に掲げる事項を実施するものとします。

- (1) 市民の健幸づくりや地域医療を守り育むための施策が効果的に推進されるように調査、検証を行い、必要に応じて、市に対しての提言や本条例の検証及び見直しを行うものとします。
- (2) 健幸づくりの推進及び地域医療の確保・充実のため、市をはじめ関係機関と連携して取り組み、必要に応じて国や県へ働きかけを行うものとします。
- (3) 議員は、積極的に健康管理に努め、また市民に対して健幸づくりの推進及び地域医療を守り育むための積極的な周知・啓発を行うこととします。

#### (感染症についての取り組み)

第8条 感染症への取り組みにつき、次に掲げる事項の実施に努めるものとします。

- (1) 市民は、感染症に対する正しい知識を持って、感染症の予防及びその蔓延防止に十分な注意を払い、思いやりをもった冷静な行動に努めましょう。
- (2) 市は、感染症に対する正しい知識の普及啓発を図り、国や県及び関係機関・団体等と連携し速やかに感染予防や感染対策に向けた取り組みを行うとともに、感染症に起因する差別的な扱いや誹謗中傷が起こらないように、啓発活動に努めることとします。

(財政上の措置)

第9条 市は、健幸づくりや地域医療を守り育むための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行します。